

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	生産局生産流通振興課
部署の業務内容	農産物(蚕糸を含む。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整等

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	消費者や一般の方からの問い合わせ、事業者からの相談・要請等には、丁寧に対応するよう徹底している。 さとうきび・かんしょの担い手対策などの政策や、国際交渉をめぐる状況等についての意見交換等、広く関係者との意見交換の場を設けている。こうした対応については、現地生産者等から一定の評価を受けていると認識。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	食品表示110番、公益通報、消費者相談などすでに既存のシステムやマニュアル等によって適切に管理されているもの以外の「疑義情報」(外部からの電話、郵便、FAXなどの中で違法行為、不当行為、国民の安全を脅かす恐れのある行為に関する情報など、潜在的なリスクの発見の端緒となると見込まれる情報)については、本年3月に情報管理がシステム化され4月よりルール化されることになった。 また、苦情や要請等の情報提供については速やかに課長に伝え対処方針を検討する体制を整えている。また、局長等幹部への説明を迅速に行うよう注意している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	例えば、 ・新たな蚕糸対策を打ち出すに当たって、関係業界、関係県等に対する説明会を実施し、適切かつ円滑な施策運営に努めている ・さとうきび・かんしょの担い手対策についての沖縄・鹿児島の各地域での説明及び意見交換を実施している ・WTO交渉状況についても各業界との意見交換等を行っている ・食料・農業・農村政策審議会甘味部会等において利害関係者・消費者・学識経験者等から意見聴取している など、公平な政策遂行に努めている。こうした対応については、現地生産者等から一定の評価を受けているところ。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	短期的にみると業界の利害と消費者の利害が一致しないように考えられることについても、長期的に見れば消費者の利益を考慮することが業界の利益につながるはず(消費者に理解されない商品は生産しても売れない。)であり、そのような考えに立って消費者の視点に立って対処することとしている。
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	
			×	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	農産物の生産・流通・加工・消費に関わる業務は、全て消費者に対し安全な食料を供給するためのものであり、食の安全に関わる業務に該当すると考えている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	主要な品目についてGAPマニュアルを作成し、農薬・肥料の適正使用を推進している。 問題が発見された場合には、直ちに消費・安全局と調整することとしている。 砂糖が安全に安定供給されるよう、関係業界等に対し、随時情報提供等を実施している。 GAPやトレーサビリティの導入を推進している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	食品の安全に関わるおそれのあるものには、全て事前対応するようにしている。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			